

# 議会のあり方に関する調査特別委員会

平成30年3月8日

- 1 委員会運営に関する調査結果について [資料]
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 新聞や雑誌等の記事・写真の利用について [資料]
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 文字配信システムについて
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 閉会中の特定事件継続調査事項について
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 5 その他

1. 区長・副区長・教育長の委員会出席について（予算・決算・その他の特別委員会）

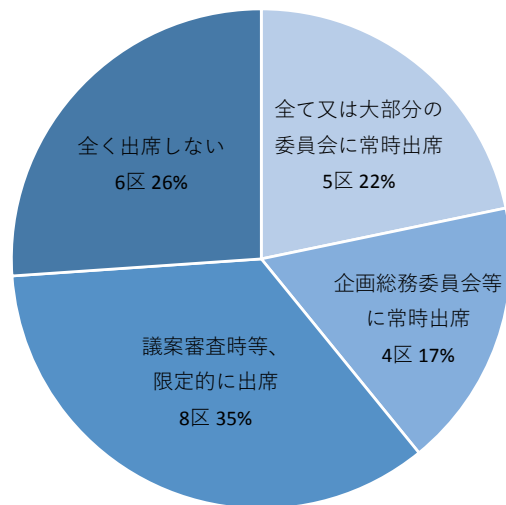
区議会事務局資料1  
平成30年3月8日

議会名	常時出席（予算・決算・その他の特別委員会）			その他、限定的に出席する場合等（予算・決算・その他の特別委員会）		
	区長	副区長	教育長	区長	副区長	教育長
1 千代田区議会	予算特別委員会 決算特別委員会 ※分科会は出席しない	予算特別委員会 決算特別委員会 ※分科会は出席しない	予算特別委員会 決算特別委員会 ※分科会は出席しない	—	—	—
2 中央区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 築地等地域活性化対策特別委員会 子ども子育て・高齢者対策特別委員会 防災等安全対策特別委員会 東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会 （副区長二人はそれぞれの担任事項についての委員会に出席）	予算特別委員会 決算特別委員会 子ども子育て・高齢者対策特別委員会 防災等安全対策特別委員会 東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会	—	—	—
3 港区議会	予算、決算特別委員会	予算、決算特別委員会 行財政等対策特別委員会 東京オリンピック・パラリンピック対策特別委員会 エレベーター等対策特別委員会	—	—	—	予算、決算特別委員会 （歳入、教育費、総括）
4 新宿区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	—	—	—	予算特別委員会 決算特別委員会 （総括・しめくり質疑、教育費のみ）
5 文京区議会	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会	特別委員会（予算・決算を除く） 基本的には並行開催となるため、三役が分かれて出席。	特別委員会（予算・決算を除く） 基本的には並行開催となるため、三役が分かれて出席。	特別委員会（予算・決算を除く） 基本的には並行開催となるため、三役が分かれて出席。
6 台東区議会	予算特別委員会 決算特別委員会 子育て支援特別委員会 環境・安全安心特別委員会 文化観光特別委員会 交通対策・地区整備特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 子育て支援特別委員会 環境・安全安心特別委員会 文化観光特別委員会 交通対策・地区整備特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 子育て支援特別委員会	—	—	—
7 墨田区議会	—	予算・決算特別委員会 災害対策特別委員会 都区制度改革等特別委員会	予算・決算特別委員会	予算・決算特別委員会 ※区長は、理事者からの議案説明日、総括質疑、意見開陳に出席する	議会改革特別委員会 ※案件により出席	都区制度改革等特別委員会 議会改革特別委員会 ※案件により出席

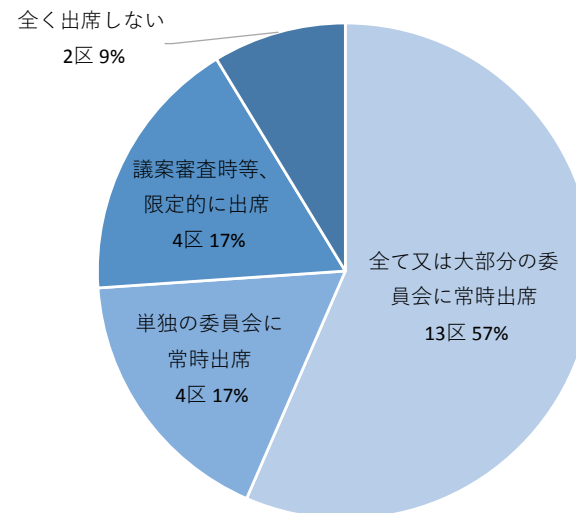
議会名		常時出席（予算・決算・その他の特別委員会）			その他、限定的に出席する場合等（予算・決算・その他の特別委員会）		
		区長	副区長	教育長	区長	副区長	教育長
8	江東区議会	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 清掃港湾・臨海部対策特別委員会 オリンピック・パラリンピック推進特別委員会 防災・まちづくり対策特別委員会 医療・介護保険制度特別委員会	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会 清掃港湾・臨海部対策特別委員会 オリンピック・パラリンピック推進特別委員会 防災・まちづくり対策特別委員会 医療・介護保険制度特別委員会	予算審査特別委員会 決算審査特別委員会	—	—	—
9	品川区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	—	—	—
10	目黒区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 目黒区総合戦略等調査特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	—	—	—
11	大田区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	—	—	—
12	世田谷区議会	—	予算・決算特別委員会	—	予算・決算特別委員会（総括質疑、補充質疑）	—	予算・決算特別委員会（総括質疑、補充質疑、文教委員会所管分）
13	渋谷区議会	予算特別委員会 決算特別委員会 ※分科会は出席しない	予算特別委員会 決算特別委員会 ※分科会は出席しない	予算特別委員会 決算特別委員会 ※分科会は出席しない	—	—	—
14	中野区議会	決算特別委員会 予算特別委員会 ※分科会は通常出席しない	決算特別委員会 予算特別委員会 ※分科会は通常出席しない	決算特別委員会 予算特別委員会 ※分科会は通常出席しない	—	—	—
15	杉並区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	—	—	—
16	豊島区議会	予算特別委員会 決算特別委員会 豊島副都心開発調査特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 豊島副都心開発調査特別委員会 行財政改革調査特別委員会 環境・清掃対策調査特別委員会 防災・震災対策調査特別委員会 公共施設・公共用地有効活用対策調査特別委員会	—	—	—	予算特別委員会 決算特別委員会 ※文化商工費・教育費以外の款別審査、3特別会計の説明・質疑の際は出席しない
17	北区議会	予算特別委員会 決算特別委員会 地域開発特別委員会 防災対策特別委員会 十条まちづくり特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 地域開発特別委員会 防災対策特別委員会 十条まちづくり特別委員会	防災対策特別委員会	—	—	予算特別委員会 決算特別委員会 (関係する日程のみ)

議会名		常時出席（予算・決算・その他の特別委員会）			その他、限定的に出席する場合等（予算・決算・その他の特別委員会）		
		区長	副区長	教育長	区長	副区長	教育長
18	荒川区議会	予算に関する特別委員会 決算に関する特別委員会	予算に関する特別委員会 決算に関する特別委員会  観光・文化推進委員会 財政援助特別委員会（副区長①）  震災・災害対策委員会 健康・危機管理対策特別委員会 （副区長②）	予算に関する特別委員会 決算に関する特別委員会	—	—	—
19	板橋区議会	予算審査特別委員会 決算調査特別委員会 ※分科会には出席しない	予算審査特別委員会 決算調査特別委員会 ※分科会には出席しない	予算審査特別委員会 決算調査特別委員会 ※分科会には出席しない	—	—	—
20	練馬区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会	—	—	—
21	足立区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会  待機児童・子どもの貧困対策調査特別委員会（第一副区長）  交通網・都市基盤整備調査特別委員会 災害・オウム対策調査特別委員会 エリアデザイン調査特別委員会 （第二副区長）	予算特別委員会 決算特別委員会  待機児童・子どもの貧困対策調査特別委員会	—	—	—
22	葛飾区議会	予算審査特別委員会 〃 第1～4分科会 決算審査特別委員会 〃 第1～4分科会	予算審査特別委員会 〃 第1～4分科会 決算審査特別委員会 〃 第1～4分科会 地域活性化対策特別委員会 危機管理対策特別委員会 都市基盤整備特別委員会	予算審査特別委員会 〃 第1、4分科会 決算審査特別委員会 〃 第1、4分科会	—	—	—
23	江戸川区議会	予算特別委員会 決算特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 行財政改革特別委員会	予算特別委員会 決算特別委員会 子育て・教育力向上特別委員会	—	—	—

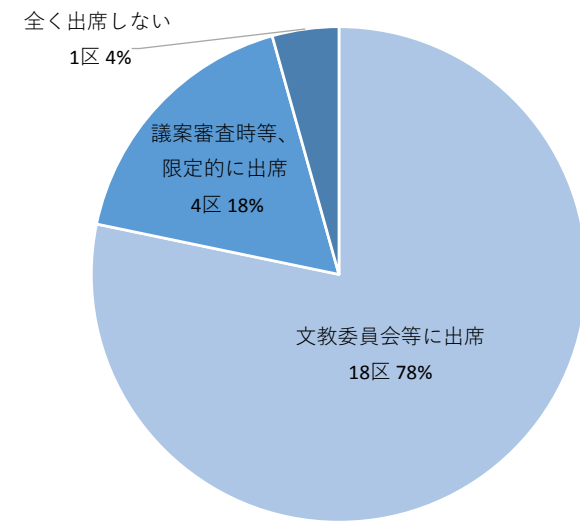
区長の常任委員会への出席について



副区長の常任委員会への出席について



教育長の常任委員会への出席について



## 2. 常任委員会の進行に関するルール等について

議会名	発言の持ち時間制	質問回数の制限	委員会の開会・閉会時間の定め	その他、委員会進行に関するルール等
1 千代田区議会	—	—	—	—
2 中央区議会	<p>会派基本時間と一委員配分時間に同一会派委員数を乗じて算出された時間を加えた持ち時間制により実施している。一人会派の持ち時間は10分。</p> <p>・会派基本時間：午前開会=10分、午後開会=20分</p> <p>・一委員配分時間：{総発言時間－ (会派基本時間×構成会派数)}÷(定数－一人会派数)</p> <p>※総発言時間＝開会総時間－理事者報告所要時間</p>	同一議員につき、同一議題について三回をこえることができないものとしている。	原則として、午前の委員会は午前10時から正午まで、午後の委員会は午後1時30分から午後5時までとする。	—
3 港区議会	—	—	<p>定例会中 開会 13:00～閉会17:00</p> <p>閉会中 開会 13:30～閉会17:00(開催日 月・水・金)</p>	—
4 新宿区議会	—	—	原則として、午前中に開く場合は午前10時、午後の場合は午後1時30分とする。	—
5 文京区議会	—	—	<p>【定例議会期間内】</p> <p>原則として、午前10時から午後5時まで、休憩時間は、正午から午後1時まで、午後3時から3時30分までとする。</p> <p>※会議規則、申し合わせ事項及び先例集には規定なし。委員会運営手引きには記載あり。</p> <p>【定例議会期間外】</p> <p>申し合わせ事項「通年議会における議会期間以外の常任委員会について」(2)会議の方法</p> <p>○議会期間以外の常任委員会は、午前10時から正午までの間に2委員会、午後2時から午後4時までの間に別の2委員会の並行開催とする。したがって、会議時間の延長は行わない。</p>	<p>議会期間以外の常任委員会においては、一般質問は行わない。(申し合わせ事項)</p> <p>一般質問に関しては、関連質問は認めない。(委員会運営手引き)</p>
6 台東区議会	—	—	現在は、10時に開会しているが、明文化されていない。	—
7 墨田区議会	—	—	別紙(第18期墨田区議会申し合わせについて)を参照	別紙(第18期墨田区議会申し合わせについて)を参照
8 江東区議会	—	—	委員会の開会時刻は、原則として午前10時とし、必要がある場合はこれを変更することができる。	—

議会名	発言の持ち時間制	質問回数の制限	委員会の開会・閉会時間の定め	その他、委員会進行に関するルール等
9 品川区議会	—	—	定例会会期中の会議時間は午前10時とし、定例会開会中は午後1時を原則とする。ただし、案件が多い等の事由がある場合は、閉会中であっても、会議時間を午前中に設定することができる。終了時間は、原則として職員の執務時間内とする。	—
10 目黒区議会	—	—	—	委員会での第一回目の質疑時間は、30分を目安として行う。「目黒区議会申し合わせ事項」による
11 大田区議会	—	—	開会時間：午前10時 ※委員会の判断により、別の時間を開会時間とすることができる。	—
12 世田谷区議会	—	—	—	—
13 渋谷区議会	—	—	原則として、執務時間中とする。	—
14 中野区議会	—	—	—	「中野区議会委員会条例」に準ずる。
15 杉並区議会	委員長は、委員会の円滑な運営と公平を期するため、答弁を含めて委員1人当たり往復10～15分程度とするなど、委員の質疑時間を決めることができる（申し合わせ事項）。	—	委員会招集時刻は、原則10:00からとする（申し合わせ事項）。	会期中の委員会開催は、常任・特別ともに、原則1日1委員会とする（申し合わせ事項）。
16 豊島区議会	—	—	（参考：10時に開会している。）	（参考：開会の宣告→会議録署名委員の氏名→委員会の運営→議案審査→請願・陳情→報告事項→継続審査の取扱い→閉会）
17 北区議会	—	—	原則として午後5時までに閉会する。	別紙「正副委員長会確認事項」参照
18 荒川区議会	—	—	—	委員会条例、会議規則に基づく委員会運営を行っている
19 板橋区議会	一の議題において、委員1人当たり20分を目安とする。	—	—	—
20 練馬区議会	—	—	慣例上、午前10時に開会し、正午までの閉会を目的としている。	—
21 足立区議会	—	—	取り決めたはないが、慣例として、開議時間を午前の委員会は10時、午後の委員会は1時30分とするのを例としている。閉会時間は特に決まりはない。	—
22 葛飾区議会	—	—	申し合わせにより原則午後1時から開催。ただし、案件が多いときや2委員会開催の場合は午前10時から開催することもある。	「葛飾区議会委員会条例」参照
23 江戸川区議会	—	—	—	「江戸川区議会委員会条例」参照

## 新聞や雑誌等の記事・写真の利用について (インターネット上で公開されているものを含む)

区議会事務局資料 2  
平成 30 年 3 月 8 日

### 1. 記事等を利用する際は、著作権者の許諾が必要

著作権法に定めがある場合（教育機関での利用や私的利用等）を除き、他人の著作物を利用（複製・転載・翻案等）する際は、著作権者の許諾が必要である。自治体議会が利用する場合についての例外規定はない。

従って、新聞や雑誌等を利用する場合は、事前に各社 HP の申請フォーム等から申請を行い、許諾を得る必要がある。なお、各社で利用料金や利用条件の定めがあり、案件毎の利用目的や利用形態に応じて料金等が変わる。

※著作権法第 39 条によれば、時事に関する評論（いわゆる「社説」）の転載・放送については、利用を禁ずる旨の表示がない限り、自由に行うことができるとされている。

しかし、一般社団法人 日本新聞協会は「署名入りの時事に関する評論、解説記事は利用できる範囲から除かれる」「コラム」は同条項の利用の範囲から除かれる」との見解を示しているため、注意が必要である（一般社団法人 日本新聞協会：新聞著作権に関する日本新聞協会編集委員会の見解 [http://www.pressnet.or.jp/statement/report/780511\\_87.html](http://www.pressnet.or.jp/statement/report/780511_87.html) より引用）。

### 2. 引用の場合は事前の申請・許諾は不要

著作物を自由に利用できる場合の 1 つとして、著作権法第 32 条に「引用」の規定がある。

#### 著作権法第 32 条第 1 項

公表された著作物は引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。

ただし、適切に引用を行うためには、以下の条件を満たす必要がある。

- (1) 他人の著作物を引用する必然性があること。
- (2) かぎ括弧をつけるなど、自分の著作物と引用部分とが区別されていること。
- (3) 自分の著作物と引用する著作物との主従関係が明確であること（自分の著作物が主体）。
- (4) 出所の明示がなされていること。

(文化庁 HP：著作物が自由に使える場合 より引用)

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu\\_jiyu.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)



従って、記事等を引用して「発言」する場合も、以下の条件を満たす必要がある。

(1) 引用の必然性があること

→引用する部分が発言内容と関連しており、補足・説明に利用する意義があること。

(2) 「〇〇には～とある」「〇〇の記事によれば」等、引用していることを明確にすること

→原文をそのまま引用すること。内容を要約・改変する場合は許諾が必要となる。

(3) 質・量ともに、「主」となる発言内容があり、引用部分はそれに付随する「従」であること

→引用する範囲は必要最低限でなければならない。「記事内容を紹介し、それに対しての感想を述べる」等、発言内容に占める引用部分の割合が大きい場合には条件を満たさない。

(4) 「〇年〇月〇日の〇〇新聞では」等、出所を明言すること

→口頭やスクリーンの利用等により、新聞・Web サイト等の出所を明らかにすること。

### 3. 具体例（本会議を想定）

#### 記事・写真等の切り抜きや写しをスクリーンに表示する場合、パネル等にして議場内で掲げる場合

複製・転載等にあたるため、事前申請・許諾が必要。また、スクリーンやパネルの映像がネット中継で放送されるため、利用条件や料金に影響する可能性がある（会議録資料として当該資料等を掲載することになった場合も同様）。

#### 発言の中で記事等について言及する場合

（〇〇については、〇月〇日の〇〇新聞によると、「〇〇～」とされています。）

申請・許諾は不要。ただし、前述の引用に関する条件（引用の必然性、引用部分の区別・主従関係、出所の明示）を満たす必要がある。

#### 記事等を抜粋したテキスト等をスクリーンに表示する場合又はパネル等にして議場内で掲げる場合

申請・許諾は不要。ただし、前述の引用に関する条件（引用の必然性、引用部分の区別・主従関係、出所の明示）を満たす必要がある。

あくまで「抜粋したテキスト」であるため、記事そのものを切り抜いた場合は、前述のとおり事前申請・許諾が必要である。

※この他、区議会だよりの代表・一般質問の写真欄や、個人の HP に新聞記事等を掲載する場合も、原則として事前の許諾が必要となる。